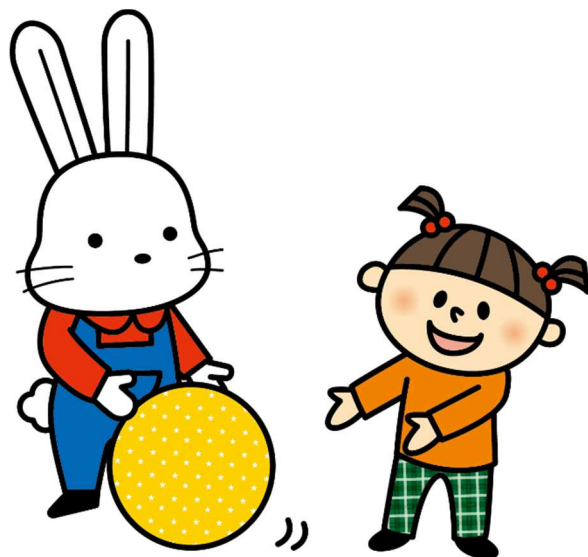


令和8年度 保育施設利用案内

(令和7年10月作成)



市立保育所・市立認定こども園に入所を希望する場合は、16ページをご確認ください。
⇒「市立保育所などで再編を進めています」

令和8年4月1日現在の年齢（対象クラス）は次のとおりです

年齢（対象クラス）	生年月日（和暦）	生年月日（西暦）
0歳児クラス	令和7年4月2日以降	2025年4月2日以降
1歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日	2024年4月2日～2025年4月1日
2歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日	2023年4月2日～2024年4月1日
3歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日	2022年4月2日～2023年4月1日
4歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日	2021年4月2日～2022年4月1日
5歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日	2020年4月2日～2021年4月1日

福島市 幼保企画課 幼保認定係（福島市役所3階）

【電話】024-525-3750

目次

教育・保育施設の分類	1
施設を利用するための認定	1
保育施設を利用可能なかた（保育を必要とする事由）	2
保育施設の利用時間（保育の必要量）	2
申し込みの受付期間と場所	3
申し込みから決定までの流れ	4
申し込みに必要な書類	6
申し込み内容を変更するとき	7
申し込みの注意事項	8
施設を長期欠席する場合	9
延長保育を利用したいとき	9
給食の提供	9
認可保育施設の保育料	10
幼児教育・保育の無償化とは	12
お子さんを一時的に預けたいとき	12
市外の保育施設を利用したい、または市外から保育施設を利用したいとき	12
休日に保育施設を利用したいとき	13
病気のお子さんを預けたいとき	14
予防接種を受けましょう	14
福島市特色ある幼児教育・保育プロジェクト実施施設	15
市立幼稚園・市立保育所の一部施設で再編を予定しています	16
認可保育施設一覧表	18
認可外保育施設一覧表	21
居宅訪問型保育事業一覧表	21
幼稚園一覧表	22
一時預かり実施保育施設一覧表	23
記入例	26

教育・保育施設の分類

各施設の主な違いは下記のとおりです。この利用案内において入所をご案内する保育施設は、認可保育所（園）、認定こども園（保育所機能）、地域型保育事業です。

幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）、認可外保育施設は、それぞれの施設に直接申請することとなります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

施設、年齢		認定区分	内 容	利用時間	利用できる保護者	申請先
認可保育所(園) 0～5歳		2号 3号	保護者の就労や病気などの理由により、家庭で保育ができない保護者にかわってこどもを保育する施設です。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保育時間</div> 夕方まで <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">延長保育</div> 施設により異なる	共働き世帯など、 家庭で保育ができない保護者	幼保企画課 幼保認定係
地域型保育事業 0～2歳		3号	0歳から2歳までのこどもを保育する施設です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">小規模保育事業</div> 少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所内保育事業</div> 会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。			
認定こども園	保育所機能 0～5歳	2号 3号	幼児教育と保育を一体的に行う施設です。			
	幼稚園機能 満3～5歳	1号		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育時間</div> 昼過ぎ頃まで <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">預かり保育</div> 施設により異なる	制限なし	各施設（21～22ページ参照）
幼稚園 満3～5歳 (市立は4～5歳)		1号	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。教育時間の前後や、幼稚園の長期休業中などに預かり保育を行い、共働き世帯などでも利用できる施設もあります。			
認可外保育施設		—	乳幼児の保育業務を目的とする施設で、児童福祉法などに基づく認可を受けていない施設です。市が年1回の立入調査を主とした指導監督を実施しています。	施設により異なる		

施設を利用するための認定

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業などの利用を希望する保護者には、施設の利用のため以下のいずれかの認定を受けていただく必要があります。

認定区分		内 容
1号認定		お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
の保育の 認定 必要性	2号認定 (満3歳以上)	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由（2ページ）」に該当し、保育施設での保育を希望される場合
	3号認定 (満3歳未満)	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由（2ページ）」に該当し、保育施設での保育を希望される場合

保育施設を利用可能なかつた(保育を必要とする事由)

保育の必要性の認定(2号・3号認定)を受けるには、お子さんが集団保育可能で、保護者が次のいずれかの事由に該当する必要があります。

いくつかの質問に回答するだけで、認定を受けられるか確認できます。



行政手続きガイド
(保育施設の入所要件)

項目		内容
1	就 労	1か月に64時間以上の仕事をしている場合 ※育児休業中の場合、保育施設の利用開始月の翌月1日までに復職する場合のみ就労に該当します。 ※家事、家業手伝い、家庭菜園等で収入を伴わない場合は該当しません。
2	母親の出産等	妊娠中や出産後間もない場合 ※入所期間は、出産予定日の2か月前から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。 例：出産(予定)日：6月3日 入所期間：4月～7月
3	疾 病 等	病気や心身に障がいを持っている場合
4	病人の介護等	親族を <u>常時</u> 介護・看護している場合(要介護1程度以上)
5	家庭の災害	火災、地震その他の災害の復旧に当たっている場合
6	求 職 活 動	求職活動(開業準備も含む)をしている場合、または入所後求職活動をする予定の場合 ※入所期間は <u>2か月限定</u> となります。この期間内に就労を開始し、そのことがわかる書類の提出がない場合には退所となります。
7	就 学	学校に在学している、または職業訓練を受けている場合
8	育児休業中の継続利用(在園中のみ)	既に入所している子(兄・姉)の保護者が、出産により育児休業を取得する場合、その出産した下の子(弟・妹)が2歳を迎えた年度末(3月31日)まで、既に入所している子(兄・姉)は継続して利用できます。これを超える場合は特に事情がない限り退所となります。
9	そ の 他	上記の1～8に類する状態にあると認められる場合

※常時医療的ケアが必要なお子さんの保育を希望する場合はご相談ください。

保育施設の利用時間(保育の必要量)

施設の利用時間は、保育を必要とする事由によって次のいずれかに区分されます。

区 分	施設の利用時間	保育を必要とする主な事由
保 育 標 準 時 間	施設で定めた開所時間内で、 1日最大11時間まで ※それ以上は別途延長保育料が必要	・就労(月120時間以上) ・母親の出産等 ・疾病等 など
保 育 短 時 間	施設で定めた短時間利用時間内で、 1日最大8時間まで ※それ以上は別途延長保育料が必要	・就労(月120時間未満) ・求職活動 ・育児休業中の継続利用 など


※実際に利用する際の保育時間については、入所決定後、認定区分の範囲内で各保育施設長とご相談ください。

申し込みの受付期間と場所

【令和8年4月入所希望の場合】

	申し込みの受付期間	受付時間	受付場所	備考
4月入所 一次募集	令和7年11月11日(火) ～11月27日(木) ※うち15日(土)、23日(日・祝)、 24日(月)は受付を行いません。	(午前の部) 9:00～正午 (午後の部) 13:30～16:30	福島市市民センター 3階314会議室	申込日時の 事前 予約が 必要です (下記※)
4月入所 二次募集	令和7年11月28日(金) ～令和8年2月13日(金)	8:30～17:15	福島市役所3階 幼保企画課	申込の 予約は 不要です

※4月入所一次募集申込日時の事前予約

	事前予約の受付期間	予約方法	備考
4月入所 一次募集 事前予約	10月24日(金) ～申し込み日の前日正午まで ※24時間入力可能	右の二次元コードから予約フォームに アクセスいただくか、福島市LINE公式ア カウントのオンライン予約機能から受 付日時を予約してください。	 予約フォーム

【年度途中（令和8年5月以降）入所希望の場合】

	受付期間	受付時間	受付場所	備考
5～3月 入所	入所希望月の前月5日 (休日の場合は翌平日)まで	8:30～17:15	福島市役所3階 幼保企画課	

福島市役所へのアクセス

■公共交通機関（福島交通バス）をご利用の場合

福島駅東口（9番のりば）から市内循環バス「市役所前」停留所より徒歩1分

または福島駅東口（2番・3番のりば）から伊達・保原方面「市役所入口」停留所より徒歩1分

■お車をご利用の場合

本庁舎：駐車場約80台　市民センター：駐車場約320台

入庫時間	使用料
8:00～21:30	入庫後3時間は無料 それ以降は課金 (30分ごとに100円) ※本庁舎・市民センター の利用者は、利用時間が 3時間を超えた場合、その 分の使用料の免除を受け られます。
21:30～8:00	入庫直後から課金 (30分ごとに100円)



申し込みから決定までの流れ

【令和8年4月入所希望の場合】※4月一次募集については事前予約が必要です。

受入予定数の確認〔令和7年10月24日(金)公表〕

各保育施設の受入予定数を市ホームページでお知らせします。受入予定数は各保育施設の保育士確保状況などによって変動しますので、あくまで目安としてご参照ください。



申請書類の入手

申請書や指定様式は幼保企画課および各認可保育施設で配付します。市ホームページからも取得できます。



申請書類の提出〔令和7年11月11日(火)～27日(木)〕

うち15日(土)、23日(日・祝)、24日(月)は除く

提出書類をご用意の上、予約した日時にお子さんと一緒にお願いします。希望変更届や不足書類の提出期限は、**令和7年12月5日(金)**です。申請の取下げ期限は、**令和8年1月9日(金)**です。

要事前予約
予約方法は3ページ
をご確認ください

結果発表〔令和8年1月30日(予定)郵便で発送〕

入所できなかった場合

入所保留通知書は
初回のみ交付します。

4月入所
最終締切

入所できた場合

辞退締め切り
2月13日(金)

申請書類の提出〔令和8年2月13日(金)締切〕

一次募集で申請済みのかたは引き続き調整します。(新規の申請は必要ありません)希望施設の変更は同じ締切日まで可能です。締切日翌日以降の申請は5月以降の入所で調整します。

入所できた施設を辞退した場合、同じ年度の入所を再度申請した際に不利になる場合がありますので、ご注意ください。

結果発表〔令和8年2月27日(予定)郵便で発送〕

入所できなかった場合

入所できた場合

辞退締め切り
3月6日(金)

希望施設の変更〔令和8年3月6日(金)締切〕

追加調整では、新規の入所申請を受け付けません。

結果発表〔令和8年3月中旬郵便で発送〕

入所できなかった場合

入所できた場合

辞退締め切り
3月19日(木)

5月入所以降に引き続き調整します。申請は令和9年3月入所分まで有効です。(申請取下希望や出産要件の場合は除く)

4月1日施設利用開始

はじめは慣らし保育を行います。(2週間程度)※8ページ参照

【二次募集】

【二次募集】

【追加調整】

【年度途中（令和8年5月以降）入所希望の場合】

受入予定数の確認 [入所希望月の前々月25日頃]

各保育施設の受入予定数を市ホームページでお知らせします。
なお、受入予定数は各保育施設の保育士確保状況などによって変動
しますので、あくまで目安としてご参照ください。



受入予定数はこちら

申請書類の提出 [入所希望月の前月5日（休日の場合は翌平日）締切]

申請書類をご用意の上、幼保企画課までお子さんと一緒にお越しください。
希望施設の変更や不足書類の提出期限も、上記締切日です。

結果発表 [入所希望月の前月15日頃 郵便で発送]

入所できなかった場合

翌月入所以降引き続き調整します。
申請は令和9年3月入所分まで有効です。
（申請取下希望や出産要件の場合は除く）

入所保留通知書は初回のみ交付します。

入所できた場合

入所できた施設を辞退した場合、同じ年度の入所を再度申請
した際に不利になる場合がありますので、ご注意ください。

1日付施設利用開始

はじめは慣らし保育を行います。
（2週間程度）※8ページ参照

【利用調整について】

「福島市保育所保育実施基準」に基づき、保育の必要性の
高いかたからご案内します。抽選や先着順ではありません。



保育実施基準の考え方はこちら
（ページ下部「福島市保育実施基
準の考え方」PDFファイル）
をご覧ください

【来場による申請が困難な場合】 締切日必着

郵送による申請

申請書類の提出期限内に、幼保企画課宛に申請書類一式を郵送してください。
締切日翌日以降に到着した場合は、翌月以降入所分として（4月一次募集は二次
募集として）取り扱います。

オンライン申請

申請にはマイナンバーカードが必要です。
また、「申請書」および「家庭状況調査書」以外の提出書類は、
別途原本等をご提出いただく必要があります。申請締切日まで
に窓口にお持ちいただくか、郵送（締切日必着）にてご提出く
ださい。



オンラインでの
お申し込みはこちら

書類に記入不備などありましたら、書類の再提出や追加提出をお願いする場合がありますので、
ご注意ください。また、お子さんの安全な受け入れのため、市担当者からお子さんの普段の様子
について聞き取りをさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

申し込みに必要な書類

いくつかの質問に回答すると、認可保育施設の入所申込に必要な書類を確認できます。



行政手続きガイド
(保育施設への入所申込)

(1) 必ず提出するもの

- 教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書（お子さん1名につき1枚）
- 家庭状況調査書（世帯につき1枚）
- 福島市認可保育施設入所申込に関する確認票（世帯につき1枚）

(2) 保育を必要とする事由の確認書類

お子さんの父母、18歳以上65歳未満の同居者（祖父母、おじおばなど）全員分が必要です。

保育必要事由	提出書類	備考	チェック欄		
			父	母	同居者
就 労	就労証明書（指定様式）	月64時間以上の就労をしていることが明記されているもの ※就労先、就労日数、就労時間に変更があった場合は再度提出が必要です。			
	確定申告書の写し／営業許可証の写し／開業届の写し のいずれか	自営業の場合のみ			
母親の出産等	母子健康手帳の写し	母の氏名の記載のある表紙と分娩予定日の記載のあるページの写し			
疾病等	障害者手帳等の写し／診断書／意見書のいずれか	診断書および意見書の場合、病名のほかに「 <u>児童の保育ができないこと</u> 」が明記されているもの			
病人の介護等	介護・看護状況申告書（指定様式）	親族を <u>常時</u> 介護・看護していること			
	介護保険被保険者証の写し／障害者手帳等の写し／入院計画書の写し／診断書 のいずれか	おおむね要介護1以上のもの			
求職活動	求職活動状況申告書（指定様式）				
就 学	在学証明書／学生証の写し／職業訓練受講証明（決定通知書）のいずれか	父母に限り、週4日、1日4時間以上通学していることが分かる書類（時間割など）をあわせて提出してください。			

(3) 該当する場合に提出するもの

家庭状況	提出書類	備考	チェック欄
ひとり親	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または児童扶養手当証書の写し	離婚調停中などの場合はお問い合わせください。	
障がい者	障害者手帳等の写し	同居家族に障がい者がいる場合	
転入者 または 転入予定者(※)	住民票の写し (世帯主との続柄表示があるもの)	申請日に福島市に住民票がない場合	
	令和7年度所得課税証明書	令和7年1月1日に福島市に住所がないかたが令和8年8月までの入所を申込み場合	
	令和8年度所得課税証明書	令和8年1月1日に福島市に住所がないかたが令和8年9月以降の入所を申込み場合	

※転入予定者は、入所月の1日までに福島市に住民登録が必要です。

転入予定のないかたは、お住まいの市町村を通して申し込みとなります。お住まいの市町村にお問い合わせください。

(4) 申請時に持参するもの

- ①保護者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカードなど）
 - ②申請者またはその代理人の本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- ※申請者と窓口に来られるかたが異なる場合、委任状をご提出ください。



申し込み内容を変更するとき

入所を希望する保育施設を変更したい場合や、家庭状況や保育を必要とする事由が申し込み時から変わった場合は、変更の手続きが必要です。

変更内容		申請書名	添付書類
希望先保育施設	利用調整月	保育施設入所申込希望変更届 (オンライン提出可)	 保育施設入所申込希望変更届 (オンライン提出可)
申込の取下げ			
保育の必要量 (施設の利用時間)	保育を必要とする事由	教育・保育給付認定 変更申請書 (様式第7号)	- 変更後の入所資格確認書類 ※保育の必要量（施設の利用時間）が変更となる場合があります。
住 所	転 居	教育・保育給付認定 申請内容変更届出書 (様式第12号)	-
	転 入		※転入前から福島市内の保育施設を利用中の場合は、手続きが異なります。詳しくはお問合せください。
	転 出		退所届出書 ※転出後も現在利用中の保育施設を利用希望する場合は、別途手続きが必要となりますのでお問合せください。 ※認可保育施設の入所申請をされているかたは、取下げの届出を幼保企画課にご提出ください。
家庭状況	保護者の変更	教育・保育給付認定 申請内容変更届出書 (様式第12号)	-
	世帯員の増加		新たに世帯員となったかたの入所資格確認書類
	世帯員の減少		-
	生活保護の適用		-
	婚 姻		-
	離婚・死別 離婚調停等開始		戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) または児童扶養手当証書の写し ※離婚調停中等の場合、他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。
障害者手帳等の 交付・返納	障害者手帳等の写し（交付の場合）		

⚠ 「入所申込希望変更届」の提出のみで、転所の申し込みはできません！

※表中の項目に複数当てはまる場合は、全ての添付書類が必要になります。

< 提出期限と提出場所 >

対象	提出期限	提出場所	備考
利用申請中のかた	4月入所…4ページ参照 5～3月…毎月5日 (休日の場合は翌平日)	幼保企画課	翌月分の利用調整から指数に反映(4月除く)
施設利用中のかた	変更がある月の前月20日	各保育施設または 幼保企画課	

申し込みの注意事項


(1) 申請前

- ①乳幼児健診で保健師等からお子さんの心身の障がいや発達面の課題について助言があった場合、受入体制等を考慮する必要があります。申請時に必ずお申し出ください。
- ②申請前に可能な限り保育施設の見学を行い、保育内容や開所時間、教材等の実費徴収などをよくご確認ください。見学の申込等は直接施設に連絡してください。入所決定後に辞退をすることのないよう、申請前に十分な検討をお願いいたします。
- ③令和7年度と令和8年4月の入所申請を同時にされているかたが、令和7年度の入所が決定した場合は、令和7年度中の入所が優先となり、令和8年4月の入所申込は自動的に取下げとなります。（令和7年度2歳児クラス児が地域型保育事業に入所決定した場合を除く）

決定日	入所月／年度	決定施設
令和8年1月30日(予定)	令和8年4月(令和8年度)	A保育所に入所決定
令和8年2月中旬	令和8年3月(令和7年度)	B保育所に入所決定
	令和8年4月(令和8年度)	B保育所を継続して利用

この場合、令和7年度の結果を優先するため、令和8年4月A保育所への入所は取消となります。

3月入所が決定したB保育所を4月以降もご利用ください。

 4月(一次募集)結果の後に3月の結果が出ますので、ご注意ください。

Q. 4月入所が決まったA保育所を令和8年4月から利用したい場合は？

A. 3月入所の申請期限(令和8年2月5日)までに、令和7年度分の「保育施設入所申込希望変更届」を提出してください

変更方法として、下記の方法などがあります。

- (1) 令和7年度の入所申請を取り下げる。
- (2) 受入予定が出ていない施設へ希望先を変更する。

〈1〉で取り下げた後は、入所保留通知を発行できません。育児休業の延長のため、令和8年3月入所の保留通知が必要な場合は、〈2〉の方法で提出してください。

- ④現在、認可保育施設を利用しているかたが、他の認可保育施設への転所を希望される場合は、新たに申請書類の提出が必要になります。また、4月の転所を希望する場合は、転所の成否に関わらず、現在利用中の施設を3月までに退所しなければならないので、ご注意ください。5月から3月は現在ご利用中の施設に残りながら転所申請が可能です。なお、育児休業中の継続利用をされているかたは、転所の申込みはできません。(地域型保育事業の令和8年4月転所の卒園児を除く)

(2) 申請後

- ①利用調整の結果(入所決定または保留通知書)は初回のみ交付します。それ以降は、入所が決定した場合のみ、結果をお知らせします。初回の交付以外で、利用調整の結果が必要な場合には、「保育施設 証明発行依頼書」をご提出ください。証明発行依頼書は、幼保企画課窓口で配付しています。市ホームページからも取得できます。
- ②支給認定は申請書の提出から30日以内に認定結果を通知することとされていますが、調整に時間を要し、それ以降の通知となる場合もございます。あらかじめご了承ください。

(3) 入所後

- ①入所後は、お子さんが新しい環境に無理なく慣れるため、通常の保育時間よりも短い時間での保育(慣らし保育)からはじめます(1~2週間程度)。慣らし保育の期間は、お子さんの年齢や状態によって異なります。2週間以上かかることもありますのでご承知おきください。
- ②入所後、年に1回「現況届」をご提出いただき、保育の必要性の確認をします。入所資格の確認書類も年に1回新しくご提出いただきます。
- ③申請内容や添付書類に虚偽があった場合は、入所決定を取り消すことがあります。

施設を長期欠席する場合

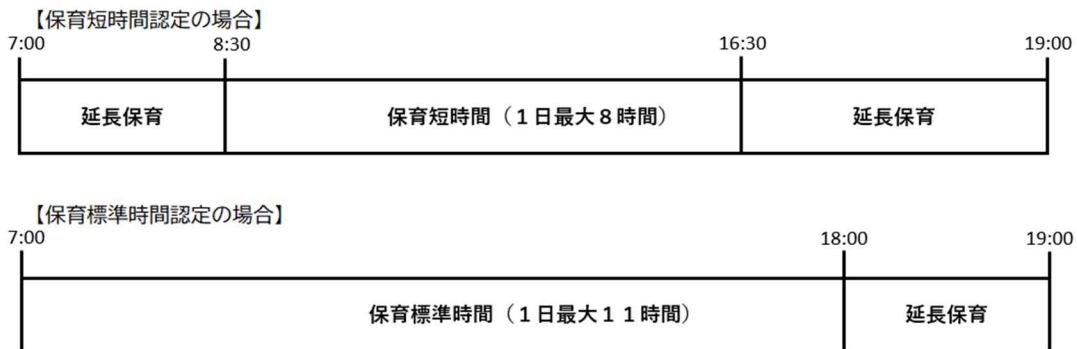
里帰り出産等により、保育施設を利用中に長期欠席する場合は、在籍している保育施設長へ欠席の期間と事情をお申し出ください。なお、欠席期間中も保育料をお支払いいただきます。

- 里帰り出産のため長期欠席を必要とする場合 : 12週
 - 入所児童の病気やけがのため長期欠席を必要とする場合 : 12週
 - その他の場合 : 8週
- 上記の期間を超えて欠席する場合、直ちに退所となります。

延長保育を利用したいとき

各保育施設において、延長保育を実施しています。延長保育の時間や延長保育料は施設により異なります。詳しくは、各保育施設にお問い合わせください。

【延長保育の考え方（例）】



給食の提供

3歳未満児は完全給食です。

3歳以上児は副食とおやつを提供します。主食については各ご家庭で準備していただく場合と施設で提供する場合があります。主食を提供する施設では、別途費用をお支払いいただきます。

※食物アレルギーがある場合、入所決定後に医師の診断に基づいた「生活管理指導表」（福島市様式）を保育施設に提出してください。

なお、各施設によって除去食等の対応が異なりますので、事前に十分にご確認ください。

※3歳以上児の給食費のうち、おかず等の副食費については、保護者の市町村民税額により支払いが免除される場合があります。対象となるかたには、入所後に別途通知します。

認可保育施設の保育料

「幼児教育・保育の無償化」(12ページ参照)により、4月1日現在の年齢が3～5歳のお子さんと、4月1日現在の年齢が0～2歳のお子さんのうち父母等の市町村民税が非課税であるおさんは、保育料が0円(無料)です。

上記以外のおさんは、下記の(1)、(2)に基づいて保育料を算定します。

なお、年度途中でお子さんの満年齢が上がる、または支給認定区分が3号認定から2号認定に切り替わることで、保育料が変わることはありません。

(1) 保育料の算定方法

父母の市町村民税の課税状況と保育の必要量の区分(2ページ参照)に応じて「福島市利用者負担額(保育料)一覧表」(11ページ参照)をもとに保育料の階層を決定します。

ただし、家計の主宰者が同居の祖父母等と判断される場合には、そのかたの市町村民税の課税状況をもとに決定します。



保育料についてはこちら

(2) 算定の対象となる市町村民税の年度

令和8年4月～8月分は令和7年度市町村民税、9月～令和9年3月分は令和8年度市町村民税の課税状況をもとに決定します。

未申告などにより課税状況が確認できない場合は、最高階層の金額で仮決定します。その後、課税状況が確認できた場合は、現年度内に限り4月または9月に遡って保育料を決定します。なお、課税状況確認後の決定により納付済みの額と差額が生じた場合には、還付します。

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
令和7年度 市町村民税					令和8年度 市町村民税						

※市町村民税の所得割課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除適用を受ける前の金額になります。

※年度途中で市町村民税の税額変更があった場合、保育料が変更になる場合がありますので、幼保企画課までお問い合わせください。

(3) その他

延長保育は別途料金が必要になります。また、教材費等の実費がかかる場合があります。各施設にお問い合わせの上、ご確認ください。

(4) 福島市利用者負担額（保育料）一覧表

（令和7年10月1日現在）

階層	<定義> 父母等の市町村民税課税状況	3歳未満児		3歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯・里親等			無 料
B	非課税			
C1	均等割のみ課税	15,400	15,200	
C1F	// ひとり親世帯等 ※	6,500	6,500	
C2	所得割48,600円未満	18,500	18,300	
C2F	// ひとり親世帯等 ※	8,000	8,000	
D1F	所得割77,101円未満の ひとり親世帯等 ※			
D1	所得割78,000円未満	23,100	22,700	
D2	所得割97,000円未満	29,000	28,600	
D3	所得割135,000円未満	29,500	29,000	
D4	所得割169,000円未満	39,500	38,900	
D5	所得割183,000円未満	40,000	39,400	
D6	所得割216,000円未満	45,000	44,300	
D7	所得割301,000円未満	56,000	55,100	
D8	所得割397,000円未満	59,000	58,100	
D9	所得割397,000円以上	67,000	65,900	

この一覧表は福島型給食推進事業として1,000円減額された金額を表記しています。

※ひとり親世帯等とは

一覧表内の「ひとり親世帯等」は次に当てはまる世帯をいいます。

- ①母子世帯および父子世帯
- ②身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
- ③療育手帳の交付を受けた者を有する世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- ⑤特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- ⑥保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

福島市では「**福島型給食推進事業**」や「**多子世帯負担軽減**」などの取り組みにより、保育料のさらなる負担軽減を図っています。

★お子さんが2名以上いるかたは

- ① 生計を一にするお子さんが2名以上いる場合、最年長のお子さん
から順に**2人目は半額、3人目以降は無料**となります。
- ② C1F階層、C2F階層、D1F階層の場合、最年長のお子さん
から2人目以降は無料となります。



幼児教育・保育の無償化とは



幼児教育・保育の無償化はこちら

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳（年少）から5歳（年長）のお子さんは、利用料が無償となります。

認可保育施設の利用以外で無償化を受けるためには、別途申請が必要になります。

	無償化の上限額	備考
認可保育施設を利用	全額無償	延長保育の利用料等は除く。
幼稚園を利用	市立幼稚園→無償 私立幼稚園→月額 25,700 円まで 国立大学付属幼稚園→月額 8,700 円まで	入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化。
幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用	月額 11,300 円まで 利用日数に応じて上限額は変動します (450 円×利用日数が上限額)	-
認可外保育施設、一時預かり事業等を利用	月額 37,000 円まで	認可外保育施設や一時預かり事業等の合算額に無償化上限額が適用。

※無償化の対象とならない費用があります。(給食費、通園送迎費、行事費など)

※市町村民税非課税世帯は、0歳から無償化の対象となります。

お子さんを一時的に預けたいとき

(施設一覧 23～24ページ)

保護者が就労、病気、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等のため、一時的に家庭以外での保育が必要となるお子さんを、月12回（保育施設ごと）まで保育する施設があります。

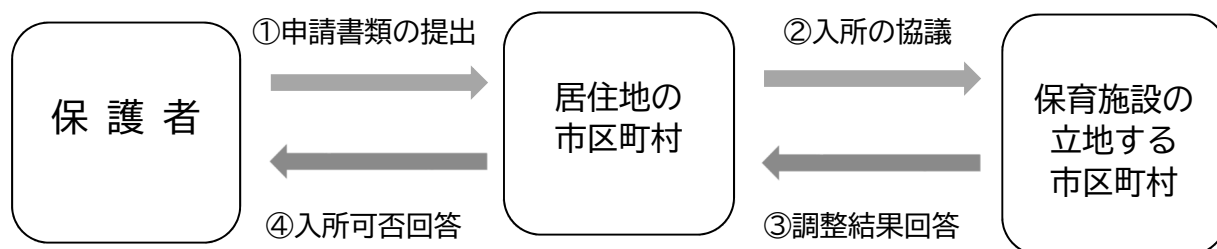
一時預かりの利用には**事前登録**が必要ですので、**各保育施設へ**お問い合わせください。(利用には慣らし保育が必要です。)

なお、住民票が福島市にないかたも利用することができます(東浜保育所を除く)。

市外の保育施設を利用したい、 または市外から保育施設を利用したいとき

福島市内在住のかたが福島市外の認可保育施設に入所を希望する場合は、福島市の幼保企画課へお問い合わせください。また、福島市外在住のかたが福島市内の認可保育施設に入所を希望する場合、申し込みは居住している市区町村を通して行いますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

市区町村間で調整等を行い(取扱いがない市区町村もあります。)、入所した年度の年度末までの利用が可能です。原則、次年度の継続利用はできません(再度入所手続きが必要になります)ので、ご注意ください。



休日に保育施設を利用したいとき

就労等により日曜・祝日に家庭での保育が困難なお子さんを保育しています。利用するには、事前登録と予約が必要です。詳しくは施設へお問い合わせください。

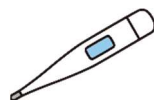
(令和7年10月1日現在)

保育施設名	御山保育所		
住所	御山字一本木20-1	電話番号	024-531-5555
対象	市内に住所を有し、「就労」要件で保育認定を受けており、市内の認可保育施設の1歳児クラス以上の就学前のお子さんで、日曜・祝日にも保護者の就労のため保育を必要とするお子さん		
開所時間	8:00~17:30		
利用料金	無料(弁当持参)		
申込先	幼保支援課 幼保管理係(電話 024-572-3418)		
備考	御山保育所での休日保育は令和8年3月31日をもって終了します		

保育施設名	もりあい認定こども園		
住所	野田町字八天29-1	電話番号	未定
対象	市内に住所を有し、市内の認可保育施設を利用している生後満6か月~就学前のお子さんで、日曜・祝日にも保育認定事由と同じ事由で保育を必要とするお子さん		
開所時間	8:00~17:30		
利用料金	無料(主食費は別途徴収予定)		
申込先	幼保支援課 幼保管理係(電話 024-572-3418)		
備考	令和8年4月12日より開始予定		

保育施設名	さくらんぼ保育園		
住所	野田町五丁目4-50	電話番号	024-597-6301
対象	市内に住所を有し、保育認定のある生後満5か月~就学前のお子さんで、日曜・祝日にも保護者の就労等のため保育を必要とするお子さん		
開所時間	8:00~18:00		
利用料金	認可保育施設を利用しているお子さんで、保育認定事由と休日保育利用事由が同じである場合は無料です。 上記以外のお子さんは以下のとおりです。		
	0・1・2歳児	7時間未満	1,500円
		7時間以上	2,000円
	3・4・5歳児	7時間未満	1,000円
		7時間以上	1,500円

病気のお子さんを預けたいとき



病気（または病気の回復期）で、家庭での保育が困難なお子さんを預かります。利用するには、事前登録と予約が必要です。詳しくは施設へお問い合わせください。

（令和7年10月1日現在）

保育施設名	アイگران保育園福島大森		
住所	福島市大森字赤沢50-1	電話番号	024-572-5417
対象	生後満2か月～就学前のこども		
開所時間	月～金 8:00～17:00		
利用料金	1日 2,000円（保育料・給食費含む）		

保育施設名	福島卸商団地協同組合 みらい・ゆめ保育園		
住所	鎌田字卸町12-3	電話番号	024-563-7716
対象	生後満6か月～就学前のこども		
開所時間	月～金 8:00～17:00		
利用料金	保育料 1時間250円 給食費250円		

保育施設名	病児保育室 ほっこりパンダっこ		
住所	福島市南沢又字館ノ内66-2	電話番号	024-572-4842
対象	生後満6か月～小学校6年生までのこども		
開所時間	月～水 金、土 8:30～18:00		
利用料金	保育料 4時間以内1,000円 4時間超2,000円（弁当持参）		

予防接種を受けましょう

予防接種についてはこちら



予防接種はワクチンを接種して免疫をつけることにより、発病を予防したり、症状を軽くしたりします。保育施設の集団生活に入るまでに予防接種を受けて、病気にかからないように、またほかのお子さんにうつさないように免疫をつけることが大切です。

詳細は福島市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

【予防接種について】

感染症・疾病対策課 予防接種係 電話：024-597-6203

福島市特色ある幼児教育・保育プロジェクト実施施設

こどもたちの創造性や感性を育むため、個性豊かで魅力ある取り組みを実施している私立の幼稚園・保育施設を支援・紹介しています。

各施設の詳細は市ホームページをご覧ください。

1. 共生社会を目指すプロジェクト	福島学院大学認定こども園
	ペンギンナーサリースクールふくしま
2. 自然環境を活かしたプロジェクト	おかやまこども園
	さくら保育園
	さくらみなみ保育園
	成川みんなのおうち保育園
	ひかりの子保育園
	認定こども園 福島愛隣幼稚園
福島ルンビニー幼稚園	
3. 心身・身体機能向上を目指すプロジェクト	認定こども園 白百合幼稚園
	てぞーろ保育園・そっりーぞ園
	福島隣保館保育所・福島保育所・瀬上保育所
	福島わかば保育園・福島ふたば保育園・飯坂保育所
みその幼稚園	
4. 芸術・文化・伝統に関するプロジェクト	あゆみ保育園
	西部三育幼稚園
	のぞみの花こども園・ささやのぞみ保育園
	のぞみの森保育園
	福島敬香保育園
	福島わかば幼稚園
ほくしん保育園・あづまこども園	
5. ICT・地域連携に特化するなどの特色あるプロジェクト	くるみ保育園
	福島ゆかり保育園
	福島わかくさ幼稚園
	小規模保育施設の会ぷちっと
	あおぞら保育園・サンフラワー保育園
	なないろ保育園・Ribbon 保育園かまた
	かぜの子保育園・スクルドエンジェル保育園福島園
ひまわり子どもの家・託児所小さなスプーン	



プロジェクト詳細
はこちら



入所を希望するかたは、あらかじめご確認ください。

市立幼稚園・市立保育所の一部施設で再編を予定しています

本市では現在、教育・保育の質の向上や多様な保育ニーズへの対応などに取り組んでおり、これら課題の解決に向け、市立保育所・市立幼稚園・市立認定こども園の再編成を進めています。

入所を希望されるかたは、再編成方針の内容を事前にご確認ください。

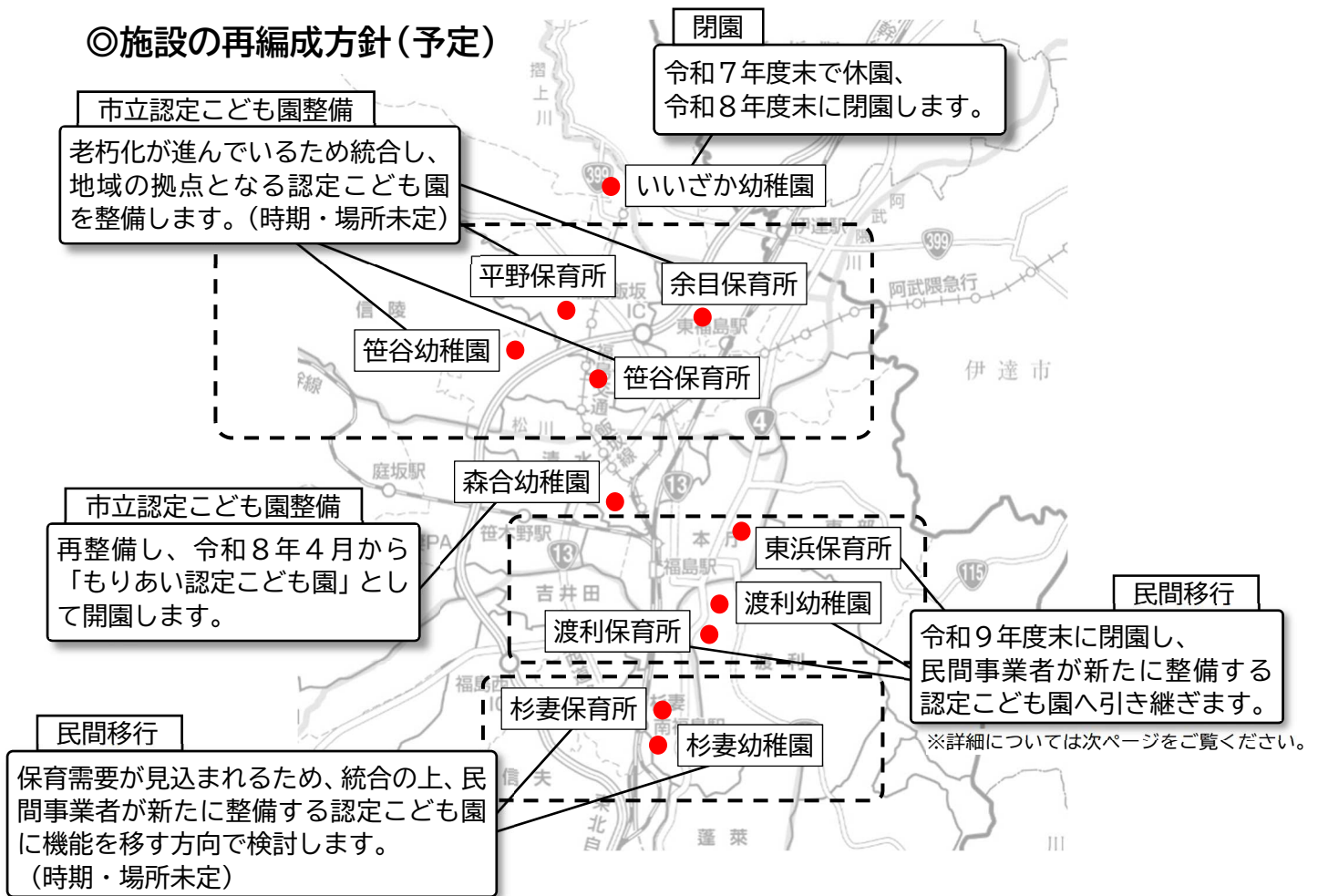
※再編成方針について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※新たに整備検討する認定こども園の時期・場所は、具体的に決まった際には施設を通じてお知らせします。



再編成方針の
詳細はこちら

◎施設の再編成方針(予定)



施設	方針
まつかわ幼稚園	新たに(仮称)南部認定こども園として再整備します。(時期・場所未定)
蓬萊保育所、御山保育所、いいの認定こども園	当面、運営は続けますが、状況に応じて定員を減らす可能性があります。(時期未定)
野田保育所	令和8年4月より以下の通り変更します。 定員：90名 → 60名 対象年齢：生後57日～ → 満1歳～
蓬萊第二保育所、飯野あおぞら保育所、清水幼稚園、ふくしま中央認定こども園、ひらの認定こども園	これまでどおり運営を続けます。

◎市立東浜保育所、渡利保育所、渡利幼稚園の民間移行（予定）

市立の3施設を統合し、民間事業者が新たに整備する認定こども園へ引き継ぎますが、その整備地と移行年度をお知らせします。

なお、この情報は予定であり、今後変更になる可能性があります。最新情報についてはお問い合わせください。

幼保企画課 幼保企画係【電話】024-597-6726

(1) 民間移行先 株式会社アイگران

(2) 整備地 渡利字沖町 128（渡利幼稚園敷地）



(3) 移行年度 令和10年4月

時期（予定）		内容
令和7年度	下期	市・保護者・事業者の3者による協議の開始（開園まで継続）
令和8年度		施設整備開始（～令和9年度）
令和9年度		市から事業者への引継ぎ・合同保育の実施 （年度末）東浜保育所、渡利保育所、渡利幼稚園 閉園
令和10年度		（4月）新・認定こども園 開園

東浜保育所、渡利保育所、渡利幼稚園の在園児童については、民間事業者が新たに整備する認定こども園にそのまま進級いただくことを基本に今後方針を検討します。

R 8 認 可 保 育 施 設 一 覧 表

※市立保育所では再編成を進めています。詳しくは16ページをご覧ください。

(令和8年4月1日作成)

	保育施設名	住所	電話番号 (市外局番024)	保育 定員	開所時間 (延長含む)	短時間	保育サービス	
							対象年齢	土曜保育 (○は平日と同時間)
市立 保 育 所	渡 利 保 育 所	渡利字柳小路64	523-5310	60	7:00~19:00	8:30~16:30	満1歳迄~就学前	8:00~17:30
	笹 谷 保 育 所	笹谷字西谷地4-1	557-1513	60	7:00~19:00	8:30~16:30	満1歳迄~就学前	8:00~17:30
	杉 妻 保 育 所	黒岩字田部屋53-3	546-2463	60	7:00~19:00	8:30~16:30	満1歳迄~就学前	8:00~17:30
	余 目 保 育 所	宮代字作田66-2	553-1623	60	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	8:00~17:30
	平 野 保 育 所	飯坂町平野字西海枝前18	542-7211	60	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	8:00~17:30
	東 浜 保 育 所	東浜町11-46	535-4335	60	7:00~19:00	8:30~16:30	満1歳迄~就学前	8:00~17:30
	蓬 萊 保 育 所	蓬莱町五丁目4-16	549-1149	70	7:00~19:00	8:30~16:30	満1歳迄~就学前	8:00~17:30
	野 田 保 育 所	野田町七丁目12-28	533-2352	60	7:00~19:00	8:30~16:30	満1歳迄~就学前	8:00~17:30
	蓬 萊 第 二 保 育 所	蓬莱町二丁目1-1	548-3001	60	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	8:00~17:30
	御 山 保 育 所	御山字一本木20-1	531-5555	120	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	8:00~17:30
	飯野あおぞら保育所	飯野町大久保字上戸63	562-3314	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	8:00~17:30
市立認定こども園	ふくしま中央 認定こども園	春日町13-39 (春日園舎、0~4歳児)	534-3016	130	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	8:00~17:30
		松浪町3-46 (ふくしま東園舎、5歳児)	534-7831					
	ひらの認定こども園	飯坂町平野字西石堂43-1	542-1918	115	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	8:00~17:30
	いいの認定こども園	飯野町字経禮62-1	562-2135	55	7:00~19:00	8:30~16:30	満1歳迄~就学前	8:00~17:30
	もりあい認定こども園	野田町字八天29-1	573-2800	89	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	8:00~17:30
私 立 保 育 所	福 島 保 育 所	森合町8-12	534-4040	120	7:00~19:00	8:00~16:00	生後57日~就学前	○
	福島わかば保育園	浜田町4-5	534-3863	60	7:00~19:00	8:00~16:00	生後57日~就学前	○
	福島隣保館保育所	須川町3-30	534-2966	120	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
	瀬 上 保 育 所	瀬上町字寺後6	553-5334	80	7:00~19:00	8:00~16:00	生後57日~就学前	○
	福島ふたば保育園	大森字館ノ内69-1	545-4404	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
	飯 坂 保 育 所	飯坂町字楼下11-9	542-5636	90	7:00~19:00	8:00~16:00	生後57日~就学前	○
	福島敬香保育園	腰浜町9-1	522-2241	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	たんぽぽ保育園	泉字熊野4-4	557-0311	150	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	さくら保育園	渡利字大豆塚7	521-4777	80	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
	こじか保育園	方木田字白家27-1	545-5225	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
	とやの保育園	鳥谷野字梅ノ木内15	545-2333	80	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	あすなろ保育園	田沢字姥懐3-1	549-1280	60	6:55~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	ほくしん保育園	南矢野目字オノ後3-1	552-2468	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
	ちゅうりっぷ保育園	大森字日蔭92	545-8718	120	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
	聖心三育保育園	山口字梅本11-33	515-2525	70	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
鳥 川 保 育 園	上鳥渡字東谷地2-1	545-5430	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○	
あいあい保育園	松川町浅川字仲松2-1	548-7877	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○	

R 8 認 可 保 育 施 設 一 覧 表

(令和8年4月1日作成)

	保育施設名	住所	電話番号 (市外局番024)	保育 定員	開所時間 (延長含む)	短時間	保育サービス	
							対象年齢	土曜保育 (○は平日と同時間)
私 立 保 育 所	さゆりこども園	上野寺字東1-1	534-5515	100	7:00~19:00	9:00~17:00	生後2か月~就学前	○
	さくらみなみ保育園	平石字堰ノ上34	544-0766	70	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
	たんぼぼ第二保育園	泉字仲田8-9	555-1552	80	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	あゆみ保育園	南矢野目字中屋敷62-1	555-6810	90	7:00~19:00	8:00~16:00	生後2か月~就学前	○
	福島ゆかり保育園	丸子字沢目42-1	552-1314	120	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	さくらんぼ保育園	野田町五丁目4-50	597-6301	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	ひかりの子保育園	南矢野目字桜内33-1	558-7000	60	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	さくらんぼ森合保 育園	森合字上森合23-9	573-8407	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	ささやのぞみ保育園	笹谷字稲場29-8	573-8582	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	7:00~18:30
	西部三育保育園	野田町字中ノ町23-1	557-0007	40	7:00~19:30	8:30~16:30	生後57日~2歳児	○
	のぞみの森保育園	南沢又字館ノ内92	597-8638	60	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	さゆり第二保育園	南沢又字北屋敷12	573-2305	60	7:00~19:00	9:00~17:00	生後2か月~就学前	○
	さくらんぼ中央保 育園	太田町285	573-8420	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	てぞーろ保育園	御山字検田93-1	511-0830	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
アイグラン保育園福島大森	大森字赤沢50-1	572-5417	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○	
私 立 認 定 こ ど も 園	福島学院大学 認定こども園	宮代字乳児池1-1	553-3223	90	7:30~20:00	8:00~16:00	生後6か月~就学前	○
	おかやまこども園	岡部字倉ノ内91-1	535-6312	85	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
	福島東こども園	鎌田字沢田39-1	553-5511	112	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	福島ほなみ子ども園	栄町11-25 AXCビル7階	529-5077	69	7:30~20:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	福島文化幼稚園 福島ぶんぶん園	宮町3-19	522-3655	80	7:30~19:00	8:30~16:30	生後6か月~就学前	第1・3土曜 7:30~12:00
	福島文化瀬上幼稚園 瀬上ぶんぶん園	瀬上町字桜町1-7-3	553-3422	88	7:30~19:00	8:30~16:30	生後6か月~就学前	第2・4・5土曜 休み
	にわかさこども園	町庭坂字呑塚28	592-1260	74	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
	福島郷野目こども園	郷野目字上14	563-4740	80	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
	白百合幼稚園	八木田字並柳141	546-8976	105	7:30~19:00	8:30~16:30	生後8か月~就学前	7:30~17:00
	福島愛隣幼稚園	荒井字弁天前12-1	593-1054	151	7:30~19:30	8:00~16:00	生後6か月~就学前	○
	のぞみの花こども園	北沢又字下台前2-12	597-8751	80	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	7:00~18:30
	スプーンこども園	御山字下川原1-1	573-5351	73	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
	あづまこども園	笹木野字下屋敷46-3	557-1155	90	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~就学前	○
	ささや三育こども園 (令和8年3月まで私立保育所)	笹谷字城場6-2	559-1710	80	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~就学前	○
桜の聖母学院認定こども園 (令和8年3月まで私立幼稚園)	花園町3-6	535-1301	75	7:00~19:00	8:30~16:30	生後6か月~就学前	○	
三育幼稚園 (令和8年3月まで私立幼稚園)	山口字高森11	534-9143	55	7:00~19:00	8:30~16:30	満3歳~就学前	○	

R 8 認 可 保 育 施 設 一 覧 表

(令和8年4月1日作成)

保育施設名	住所	電話番号 (市外局番024)	保育 定員	開所時間 (延長含む)	短時間	保育サービス	
						対象年齢	土曜保育 (○は平日と同時間)
すばる保育園	北沢又字成畑6-1	572-6898	16	7:30~19:30	9:00~17:00	生後2か月~2歳児	7:30~18:30
サンフラワー 保育園	飯坂町平野字檀ノ南20-1	542-9000	19	7:00~19:00	8:00~16:00	生後57日~2歳児	7:00~18:00
あおぞら保育園	五月町10-17 酪農会館2階	573-5454	19	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~2歳児	7:00~18:00
託児所 小さなスプーン	丸子字御山越9-3	533-6467	18	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~2歳児	○
かぜの子保育園	北五老内町6-4	531-1500	19	7:30~19:00	8:30~16:30	生後57日~2歳児	7:30~18:30
そっりーぞ園	御山字検田93-3	536-6506	19	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~2歳児	○
なないろ保育園	南沢又字前田1-1	555-1055	19	7:00~19:00	8:00~16:00	生後57日~2歳児	○
森のほいくえん の	大森字椿館6-1	502-6722	15	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~2歳児	○
なでしこ保育園	大森字下原田25	563-1190	7	8:00~19:00	8:00~16:00	生後57日~2歳児	○
スクルドエンジェル 保育園福島園	渡利字大久保19-2	572-6952	19	7:00~19:00	8:00~16:00	生後2か月~2歳児	○
ニチイキッズ 福島みなみ保育園	永井川字壇ノ腰19-1 サンシードビル1階	544-0182	19	7:00~19:00	8:00~16:00	生後2か月~2歳児	○
ひばり音楽幼児園	伏拝字沼ノ上2-592	549-0532	19	7:00~19:00	8:00~16:00	生後3か月~2歳児	○
Ribbon 保育園 かま	鎌田字古館32-3	554-0868	12	7:00~19:00	8:30~16:30	生後4か月~2歳児	○
くるみ保育園	本内字荒田12	572-6963	19	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~2歳児	7:00~18:00
野田町さくら保育園	野田町一丁目2-15	534-5778	19	7:30~19:00	8:30~16:30	生後3か月~2歳児	7:30~18:30
ひまわり子どもの家 (令和8年度末で閉園予定)	飯坂町平野字天車29	558-0485	12	7:00~19:00	8:30~16:30	生後57日~2歳児	7:30~18:30
キッズフィールド ささや園	笹谷字北一本松6-4	572-3091	19	7:30~19:00	8:00~16:00	生後57日~2歳児	○
つくしんぼ保育園	宮代字堂ノ前3-1	563-5092	19	7:00~19:00	8:00~16:00	生後4か月~2歳児	○
成川みんなの おうち保育園	成川字上谷地97-4	572-4115	19	7:00~19:00	8:30~16:30	生後2か月~2歳児	7:30~18:30
ペンギンナーサリー クールふくしま	方木田字水戸内19-8	572-4646	19	7:30~19:00	8:30~16:30	生後6か月~2歳児	7:30~18:30
キッズルームにじいろ	野田町二丁目1-6	572-7604	19	7:00~19:00	8:00~16:00	生後4か月~2歳児	○

※定員は、2・3号（保育認定）のみ的人数です。

※市立保育所・市立認定こども園の満1歳は、入所月の1日時点で1歳に達していて、離乳食が終わっているお子さんに限ります。

※地域型保育事業のうち、すばる保育園、なでしこ保育園は事業所内保育です。

『福島市保育所マップ Google版』

各施設の位置を地図上で確認できます。



各施設の詳細については、
福島市ホームページ

「保育所・幼稚園・認定こども園
施設一覧表」も参照ください。



R 8 認 可 外 保 育 施 設 一 覧 表


(令和8年4月1日作成)

保育施設名	住所	電話番号
一 二 三 保 育 園	曾根田町6-12	024-531-5038
アゴラキンダーガーデン	新浜町6-26	024-534-4560
福島県庁内保育所 けやきの子	杉妻町3-45	024-522-6553
エミール幼児園	御山中屋敷97-4	024-533-5774
キッズルーム ひだまり	南沢又字松北町2-3-1	070-5621-4287
若 枝 幼 児 園	蓬萊町六丁目4-19	024-549-0331
ニチイキッズ福島いずみ保育園	泉字道下9-1	024-555-0451
福島卸商団地協同組合みらい・ゆめ保育園	鎌田字卸町12-3	024-563-7716
キッズガーデン なごみ	太平寺字町ノ内30	024-573-0222
いちいキッズガーデン	蝦貞25-1	024-572-6701
医療法人社団優美会カーナキッズスクール	大町1-16 大町カーナビル1F	024-572-5781
保育園 ほほえみじんば	陣場町1-3 ダイコービル1F	024-573-7510
レインボーハウス保育室こひつじ	春日町11-43	024-573-7702
一般財団法人大原記念財団エンゼル保育所 (令和8年4月1日～従業員以外の児童も受入予定)	上町5-6 上町テラス4階	024-526-0330

R 8 居 宅 訪 問 型 保 育 事 業 一 覧 表

居宅訪問型保育事業とは、利用者の自宅等に訪問し児童を保育するベビーシッター事業です。

(令和8年4月1日作成)

保育施設名	電話番号
ももぐみ	080-5849-2625
キズナシッター半沢	—  (ホームページ)

R 8 幼 稚 園 一 覧 表

※市立幼稚園では再編成を進めています。詳しくは16ページをご覧ください。

(令和8年4月1日作成)

施設名		住所	電話番号	預かり保育時間	対象年齢
市立	渡利幼稚園	渡利字沖町128	024-522-2387	教育時間終了後から18:00まで 長期休業中 8:30~18:00	4歳~就学前
	杉妻幼稚園	伏拝字沢口18-1	024-546-7742		
	清水幼稚園	南沢又字柳清水20-2	024-557-3675		
	笹谷幼稚園	笹谷字上町18-1	024-557-1471		
	まつかわ幼稚園	松川町浅川字陳場21	024-549-0557		
国立	福島大学附属幼稚園	浜田町12-39	024-534-7962	—	3歳~就学前
私立	めばえ幼稚園	南沢又字下番匠田11-3	024-557-2036	早期保育 7:15から 幼稚園の保育終了後~19:00	満3歳~就学前
	福島めばえ幼稚園	南矢野目字桜内41-4	024-558-3939	早期保育 7:15から 幼稚園の保育終了後~19:00	満3歳~就学前
	飯坂恵泉幼稚園	飯坂町湯野字八卦下1-7	024-542-0170	朝 7:30から 夕 18:30まで 長期休業中 7:30~18:30	満3歳~就学前
	福島わかば幼稚園 (令和8年度末で休園予定)	笹木野字中西裏19-11	024-557-0331	朝 7:45から 夕 18:00まで 長期休業中 7:45~18:00	満3歳~就学前
	さくら幼稚園	松川町字東長壇19-17	024-567-2333	朝 7:00から 夕 19:00まで 長期休業中 7:00~18:30	満3歳~就学前
	福島わかくさ幼稚園	仁井田字中門11-1	024-546-6642	朝 7:30から 夕 18:30まで 長期休業中 7:30~18:30	満3歳~就学前
	福島ルンビニー幼稚園	大森字南中道47-1	024-545-0816	朝 7:30から 夕 18:30まで 長期休業中 7:30~18:30	満3歳~就学前
	みその幼稚園	方木田字永樋15-11	024-546-1465	朝 7:30から 夕 19:00まで 長期休業中 7:30~19:00	満3歳~就学前
	西部三育幼稚園	野田町字中ノ町117	024-559-0319	朝 7:30から 夕 19:00まで 長期休業中 7:30~19:00	満3歳~就学前

R 8 - 時 預 かり 実 施 保 育 施 設 - 覧 表

(令和8年4月1日作成)

保育施設名		住所	電話番号 (市外局番024)	保 育 時 間		一時預かり利用料				対象年齢	
				月～金	土	1日利用		半日(4時間以内)利用			
市立	東 浜 保 育 所	東浜町11-46	535-4335	8:00～18:00	8:00～12:30	1・2歳児 1,500円 3歳以上児 1,000円	1・2歳児 1,000円 3歳以上児 500円			1歳～	
	福 島 保 育 所	森合町8-12	534-4040	8:00～18:00 ※8時間以上の利用は延長保育料 加算あり(30分ごとに200円)	×	乳児 3,000円 1・2歳児 2,500円 3歳以上児 2,000円	乳児 2,000円 1・2歳児 1,500円 3歳以上児 1,000円			6か月～	
福島わかば保育園	浜田町4-5	534-3863									
福島隣保館保育所	須川町3-30	534-2966									
瀬上保育所	瀬上町字寺後6	553-5334									
福島ふたば保育園	大森字館ノ内69-1	545-4404									
飯坂保育所	飯坂町字桜下11-9	542-5636									
私立 保 育 所	福 島 敬 香 保 育 園	腰浜町9-1	522-2241	8:30～17:30	×	乳児 2,800円 1・2歳児 2,300円 3歳以上児 1,800円	乳児 1,800円 1・2歳児 1,500円 3歳以上児 1,000円			5か月～	
	たんぼぼ保育園	泉字熊野4-4	557-0311	8:00～18:00 ※当面 8:30～13:00	×	※半日利用のみ	乳児 1,800円 1・2歳児 1,500円 3歳以上児 1,000円			5か月～	
	とやの保育園	鳥谷野字梅ノ木内15	545-2333	9:00～17:00 ※8時間以上の利用は延長保育料 加算あり(30分ごとに300円)	×	乳児 3,000円 1歳児 2,500円 2歳児 2,300円 3歳以上児 1,800円	乳児 2,000円 1歳児 1,700円 2歳児 1,500円 3歳以上児 1,000円			6か月～	
	あすなろ保育園	田沢字姥懐3-1	549-1280	8:00～18:00(応相談) ※8時間以上の利用は延長保育料加算あり (30分ごとに200円)			乳児 2,800円 1歳児 2,500円 2歳児 2,300円 3歳児 1,800円 4歳以上児 1,500円	乳児 1,500円 1歳児 1,300円 2歳児 1,200円 3歳以上児 1,000円			6か月～
	ほくしん保育園	南矢野目字才ノ後3-1	552-2468	8:30～17:30	×	乳児(5か月～) 2,500円 1～2歳児 2,500円 3歳以上児 1,850円	乳児(5か月～) 1,500円 1～2歳児 1,500円 3歳以上児 1,050円			6か月～	
	聖心三育保育園	山口字梅本11-33	515-2525	8:30～17:30 ※8時間以上の利用は延長保育料 加算あり(1時間ごとに300円)	応相談	乳児 3,000円 1・2歳児 2,500円 3歳以上児 1,500円	乳児 1,800円 1・2歳児 1,500円 3歳以上児 1,000円			2か月～	
	鳥川保育園	上鳥渡字東谷地2-1	545-5430	9:00～17:00 ※8時間以上の利用は延長保育料 加算あり(30分ごとに300円)	×	乳児 3,000円 1歳児 2,500円 2歳児 2,300円 3歳以上児 1,800円	乳児 2,000円 1歳児 1,700円 2歳児 1,500円 3歳以上児 1,000円			6か月～	
	あいあい保育園	松川町浅川字仲松2-1	548-7877	8:30～17:30 ※8時間以上の利用は延長保育料 加算あり(30分ごとに200円)	×	乳児 3,000円 1・2歳児 2,500円 3歳児 2,000円 4歳以上児 1,500円	乳児 2,000円 1・2歳児 1,500円 3歳児 1,200円 4歳以上児 1,000円			6か月～	
	さゆりこども園	上野寺字東1-1	534-5515	9:00～17:00	×	1・2歳児 4,000円 3歳児 3,000円 4歳以上児 2,000円	1・2歳児 2,500円 3歳児 2,000円 4歳以上児 1,500円			1歳～	

R 8 - 時 預 かり 実 施 保 育 施 設 - 一 覧 表

(令和8年4月1日作成)

保育施設名	電話番号 (市外局番024)	保 育 時 間		一時預かり利用料		対象年齢		
		月～金	土	1日利用	半日(4時間以内)利用			
私 立 保 育 所	さくらんぼ 保育園	野田町五丁目4-50	597-6301	8:00～18:00 ※8時間以上の利用は延長保育料 加算あり (30分毎に乳児:250円、1歳以上 児:200円)	×	乳児 3,300円 1歳児 2,800円 2歳児 2,300円 3歳以上児 1,800円 (給食費)3歳未満児 300円 3歳以上児 400円	乳児 1,600円 1歳児 1,400円 2歳児 1,200円 3歳以上児 800円 (給食費)3歳未満児 250円 3歳以上児 350円	5か月～
	ひかりの子 保育園	南矢野目字桜内33-1	558-7000	8:30～17:30	×	1歳 2,700円 2歳 2,300円 3歳以上 1,700円 (給食費300円)	1歳 1,500円 2歳 1,300円 3歳以上 1,000円	1歳5か月～
	西部三育 保育園	野田町字中ノ町23-1	557-0007	8:00～18:00 ※8時間以上の利用は延長保育料 加算あり(30分毎に300円)	応相談 8:30～12:30	乳児 3,000円 1・2歳児 2,500円	乳児 1,800円 1・2歳児 1,500円	5か月～2歳
	てぞーろ 保育園	御山字検田93-1	511-0830	8:30～17:30 ※8時間以上の利用は延長保育料 加算あり(30分毎に300円)	×	乳児 3,300円 1歳児 2,800円 2歳児 2,300円 3歳以上児 1,800円 (給食費 400円)	乳児 2,000円 1歳児 1,700円 2歳児 1,500円 3歳以上児 1,000円	6か月～
	アイグラン 保育園 福 島 大 森	大森字赤沢50-1	572-5417	8:00～17:00	×	0歳児 3,000円 1～2歳児 1,500円 3～5歳児 1,000円	※1日利用料金のみ	2か月～
私 立 認 定 こ ど も 園	おかやまこども園	岡部字倉ノ内91-1	535-6312	8:30～17:30	8:30～12:30	0歳児 1時間 400円 1～3歳児 1時間 300円 4歳以上児 1時間 200円 (給食費300円)		6か月～
	福島愛隣幼稚園	荒井字弁天前12-1	593-1054	8:00～18:00 ※8時間以上の利用は延長保育料 加算あり(15分毎に250円)	×	1・2歳児 2,500円	1・2歳児 1,500円	1歳～2歳
	あづまこども園	笹木野字下屋敷46-3	557-1155	8:30～17:30	×	乳児(6か月～) 2,500円 1～2歳児 2,500円 3歳以上児 1,850円	乳児(6か月～) 1,500円 1～2歳児 1,500円 3歳以上児 1,050円	6か月～
	ささや三育こども園 (令和8年3月まで私立保育所)	笹谷字城場6-2	559-1710	8:30～12:30(午後延長可能) ※8:00～8:30(300円) 17:30～18:00(300円)	応相談	乳児AM半日 1,800円 PM 1時間毎 400円 1・2歳児AM半日 1,500円 PM 1時間毎 300円 3歳以上児AM半日 1,000円 PM 1時間毎 250円		5か月～
認 可 外 保 育 施 設	一 二 三 保 育 園	菅根田町6-12	531-5038	開所時間や利用料金、対象年齢等は各施設により異なります。 詳しくは施設へお問い合わせください。				
	福島県庁内保育所 け や き の 子	杉妻町3-45	522-6553					
	キッズルームひだまり	南沢又字松北町二丁目3-1	070-5621-4287					
	福島卸商団地協同組合 みらい・ゆめ保育園	鎌田字卸町12-3	563-7716					
	保育園ほほえみじんば	陣場町1-3 ダイコービル1F	573-7510					
	レインボーハウス保育室 こひつじ	春日町11-43	573-7702					

※上記施設は、幼児教育・保育の無償化の対象となる一時預かり実施施設です。

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼教育・保

記入例

令和7年11月20日 ← 提出日を記入してください。

福島市長

保護者は申請に係る子どもと同居している福島市住所の方です。 入所月の1日時点での状況を記入してください。

保護者(申請者)	フリガナ 氏名	フクシマ イチロウ 福島 一郎	連絡先 ()	父 090 - 1111 - 2222 母 080 - 3333 - 4444	申請児童の障害者手帳等の有無 有・無
申請児童	フリガナ 氏名 性別	フクシマ タロウ 福島 太郎 男・女	保護者との続柄 子()	生年月日 令和6年5月30日 年齢 1 ← 個人番号(マイナンバー) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	申請児童の障害者手帳等の有無 有・無 入所年度4月1日時点の年齢(対象クラス)を記入してください。 ※表紙の年齢早見表をご確認ください。
現住所	(〒 960 - 8601)	福島市五老内町3-1	()	()	()
令和7年1月1日現在の住所	1~8月入園→前年、9~12月入園→今年 ※同上の場合は空欄で結構です。				保育施設の見学がお済みの方は☑をつけてください。
希望認定区分	□ 1号 □ 2号(満3歳~5歳) ☑ 3号(0歳~2歳)	幼稚園名 第1希望 〇〇保育所 第2希望 △△保育所	第4希望 □□認定こども園 第5希望 ××認定こども園	□見学済 □見学済 □見学済	利用希望期間始期は各月の1日です。 利用希望期間終期は最長で小学校就学前となります。ただし、保育を必要とする事由によっては希望通りの期間にならない場合があります。
保育の利用を必要とする事由(2号、3号希望のみ)	続柄	父 母	就労 妊婦 妊娠・出産 疾病・障害 介護・看護	該当する ☑ ☑	
施設等の利用希望期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	施設等の利用希望時間	7時30分から18時30分まで	短・標準	標準

市が教育・保育給付認定等に必要な市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧し、子どものための教育・保育給付等のため必要と認められる情報を特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

児童の同居家族・生計を一にする家族の権限	フリガナ 氏名	児童との続柄	生年月日	性別	障害者手帳等の有無	勤務先や学校名、保育所、幼稚園名など	児童との居住
		フクシマ イチロウ 福島 一郎	父	H1・9・10 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8	男	有(無)	東北総合病院
	フクシマ ハナコ 福島 花子	母	H2・2・19 1 2 3 4 5 6 7 8 9	女	有(無)	美容室アップル	同居 別居
	フクシマ カオリ 福島 香	姉	R2・8・12 2 3 4 5 6 7 7 6	男	有(無)	幼稚園	同居 別居
	フクシマ モモコ 福島 モモ子	祖母	S37・11・23 4 5 5 4 3 2 1 0 1 2 3	男・女	有(無)	スーパーあぶくま 駅前店	同居 別居
				男・女	有・無		同居 別居

65歳未満の同居者についても、就労証明書等の保育ができない証明書の提出が必要です。

住民票が一緒でなくても、同一住所または生計を一にしている方※について、すべて記入してください。

※「生計を一にしている方」とは次のような場合です。

- ①同居している
- ②仕事や学校、療養などの理由で別居しているが、休み中は寝食を共にしていることが多い
- ③生活費や学資金、療養費などを送金している
- ④扶養親族として申告している

申請書の提出後に、引っ越しなどで内容に変更が生じた場合は、内容変更届出書の提出が必要となります。

生活保護法適用の有無	☑ 無	□ 有 ()	年 月 日開始	□ 申請中
ひとり親家庭及びそれに類する状況にある場合の理由	□ 離婚	□ 死別	□ 未婚	□ その他 ()
マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報(所在の都道府県又は市町村名)を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のチェックボックスに記入してください。 ※希望の場合は「DV・虐待等に係る情報連携記録不開示申請書」の提出が必要となります。	□			

※市記入欄	利用施設名	入所・退所日	新規・転所
本人確認	1. 提出者(申請者・申請者以外) ⇒ 申請者以外の場合、委任状の有無(有・無) 2. 申請者の個人番号確認(可・不可)、情報連携記録の開示について(希望する・希望しない) 3. 提出者の本人確認(個力・運免・その他())	滞納	有・無

児童の保育状況

①現在の状況

- 親族が保育している →【保育者： 父 母 父方祖父母 母方祖父母 その他()】
- 保育施設を利用している →【保育施設名： 保育所(園)・認定こども園・幼稚園】
 【利用種別：継続利用 一時預かり その他()】
 【利用期間： 年 月 日から 年 月 日まで】
- 同伴就労している →【同伴者：父 母 父方祖父母 母方祖父母 その他()】

②過去の状況

- 集団保育の経験がある →【保育施設名： OO 保育所(園)・認定こども園・幼稚園】
 【利用種別：継続利用 一時預かり その他()】
 【利用期間： 令和6年 12月 1日から 年 月 日まで】

児童の健康状態

①乳幼児健康診査

安全に保育を行うため、もれなく正確に記入してください。

1か月	<input checked="" type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 未受診			
4か月	<input checked="" type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 未受診	助言指導	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有【内容：	】
10か月	<input checked="" type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 未受診	助言指導	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有【内容： 体重について	】
1歳6か月	<input type="checkbox"/> 受診 <input checked="" type="checkbox"/> 未受診	助言指導	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有【内容：	】
3歳6か月	<input type="checkbox"/> 受診 <input checked="" type="checkbox"/> 未受診	助言指導	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有【内容：	】

②通院中・治療中の病気

- 無 有【傷病名：

③アレルギー

- 無・まだ分からない 有【種類： たまご

「有」の場合、入所決定後に保育施設へ医師の診断に基づいた「生活管理指導表」を提出してください。除去食の対応ができない場合は、弁当持参の依頼をすることがあります。

④予防接種

- 順調に進んでいる・生後直後でまだ接種していない 順調に進んでいない

⑤けいれん

- 無 有→【診断名： 】【時期： 歳 か月から 回】

⑥運動

- ひとりで歩く つかまって歩く はいはいをする おすわりができる 首がすわる

⑦ことば

- はっきりと話す 三語文で話す 二語文で話す 単語を発する なんごを発する(アー、ウー等の発声がある)

⑧食事

- 箸やスプーン等を使って食べる 大人の助けが必要 幼児食 離乳食 母乳(ミルクのみ)
 ※宗教または思想上の理由で食べさせないものがありますか： 無 有【食品名：

⑨排泄

- トイレでできる 自分ではできないが知らせる オムツを使用している

⑩着脱衣

- 自分でできる 大人の助けがあればできる 大人にしてもらう

⑪上記以外のことで、健康状態や発達・発育状況について、気になることや保育施設で配慮が必要なこと

Blank area for additional notes regarding health status, development, or care needs.

家庭状況調査書

申請児童氏名	福島 太郎	令和 6 年 5 月 30 日	保護者氏名 (申請者氏名)	福島 一郎
		年 月 日		
		年 月 日		

		父	母
就 労 状 況	勤務先	東北総合病院	美容室アップル
	勤務地の住所	(<u>自宅外</u> ・自宅) <input checked="" type="checkbox"/> 単身赴任 〇〇県〇〇市〇〇1-1	(<u>自宅外</u> ・自宅) <input type="checkbox"/> 単身赴任 福島市〇〇字〇〇2-1
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 自営業 <input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他()
	雇用期間	令和 5 年 4 月 1 日から	平成 30 年 4 月 1 日から
	勤務内容	(自営業の場合のみ記入)	(自営業の場合のみ記入) 美容業
	就労時間	① 8 時 30 分 ~ 17 時 00 分 ② 14 時 00 分 ~ 21 時 30 分 ③ 時 分 ~ 時 分 上記のうち、休憩時間 (1 時間 分)	① 10 時 00 分 ~ 18 時 00 分 ② 時 分 ~ 時 分 ③ 時 分 ~ 時 分 上記のうち、休憩時間 (1 時間 分)
	休日	定休(毎週 曜日)又は(月間 10 日休み)	定休(毎週 日、月 曜日)又は(月間 日休み)
妊 娠 ・ 出 産	出産(予定)日	令和 年 月 日	
	産後		
本 人 の 疾 病 ・ 障 害	疾病	疾病名() 入院期間 (年 月 ~ 年 月) 通院回数 (年間・月間・週間 回) 1回あたりの診察時間 (時間 分)	疾病名() 入院期間 (年 月 ~ 年 月) 通院回数 (年間・月間・週間 回) 1回あたりの診察時間 (時間 分)
	障害者手帳等	身体障害者手帳 ()級 療育手帳 (A・B) 精神障害者保健福祉手帳 ()級	身体障害者手帳 ()級 療育手帳 (A・B) 精神障害者保健福祉手帳 ()級
	対象者	氏名()児童との続柄()	氏名()児童との続柄()
他 人 の 介 護 ・ 看 護	症状	傷病名 () 障害者手帳等(身障・療育・精神 級) 介護認定 (要介護・要支援)	傷病名 () 障害者手帳等(身障・療育・精神 級) 介護認定 (要介護・要支援)
	状況	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院・通所・通学(常時付添・週間 回付添) 1回あたりの付添時間 (時間 分)	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院・通所・通学(常時付添・週間 回付添) 1回あたりの付添時間 (時間 分)
	求職状況	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 採用予定(月 日) <input type="checkbox"/> 保育施設を利用できたら求職活動する	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 採用予定(月 日) <input type="checkbox"/> 保育施設を利用できたら求職活動する
就 学	就学先		
	卒業予定	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	卒業後	<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他()
その他	<input type="checkbox"/> 離婚協議中 <input type="checkbox"/> 別居(年 月 日から)		

		氏名	生年月日	住所(児童と別居の場合のみ記入)	
祖 父 母 の 状 況	父 方	児童との居住		健康状態	
		祖父	福島 広	昭和 34 年 8 月 1 日	
		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input checked="" type="checkbox"/> 死去 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 疾病(傷病名) <input type="checkbox"/> その他	
	祖母	福島 モモ子	昭和 37 年 11 月 23 日		
	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死去 <input type="checkbox"/> 不明	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 疾病(傷病名) <input type="checkbox"/> その他		
	母 方	祖父	吾妻 岳	昭和 36 年 5 月 14 日	福島市△△1-1
<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死去 <input type="checkbox"/> 不明		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 疾病(傷病名) <input type="checkbox"/> その他		
祖母		吾妻 富士子	昭和 37 年 1 月 4 日	福島市△△1-1	
<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死去 <input type="checkbox"/> 不明	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 疾病(傷病名) <input type="checkbox"/> その他			

児童のきょうだい(就学前に限る)の保育状況

【児童名： 福島 香 】 保育施設利用中 保育施設申請中 その他()

【児童名： 就学前のきょうだいがいる場合はその児童の保育状況を記入してください。 }
 【児童名：

入所(転所)申込に係る意志確認

①利用希望日からの入所(転所)できなかった場合の申込

申込を取り下げる 申込を継続する(年度末まで申込は有効です)

②利用希望日からの入所(転所)できなかった場合の保育状況

他の保育施設を利用する→【保育施設名 保育所・認定こども園・幼稚園】

育児休業を延長する→【最長：令和 8 年 11 月 29 日まで】 父母が保育する 親族が保育する

同伴就労する その他()

③(該当者のみ回答)きょうだいで入所(転所)申込の場合

同時期の同施設のみ希望

同時期なら別施設でも可能

一人のみの入所でも可能

きょうだいが別

きょうだいが同

上の児童から

下の児童から

どちらの児童からでもよい

③は、きょうだい2人以上で申込の場合に記入してください。

(詳細は下記の「きょうだいの選考区分について」をご確認ください。)

他の保育施設を利用する

【保育施設名：

その他()

④(該当者のみ回答)申請した希望保育施設に入所できるまで、育児休業の延長も許容できる(やむを得ない)場合

指数を減点した上での利用調整を行うことを承知する

※利用調整の結果、入所決定となった場合、入所保留通知書は発行されません。

入所後の状況

①主な送迎者

父 母 父方祖父母 母方祖父

④は、現在育児休業中の方で、育児休業の延長を許容できる(やむを得ない)かたのみ記入してください。

すると、15点減点して利用調整を行います。

②主な送迎方法

自家用車 自転車 徒歩 公共交通機関 その他()

自由記述欄 ※利用調整に影響はありません。

きょうだいの選考区分について

【同時期の同施設のみ希望】

きょうだいが同じ月に同じ施設に入所決定する場合のみ案内します。

※片方のお子さんだけが入所できる場合でも全員入所できない場合は入所案内を保留とします。

【同時期なら別施設でも可能】

きょうだいが同じ月に入所決定するのであれば、別々の施設に決定した場合でも入所案内します。

きょうだいが別々の保育施設でも希望順位を優先する

【入所する施設を優先したい方向け】

…別々の施設になっても希望順位が高い施設に入所案内できる場合は、希望順位の高い施設への入所を案内します。

きょうだいが同施設になるならば、希望順位が低い施設でもよい

【同じ施設の入所を優先したい方向け】

…施設の希望順位を下げるときょうだいが同じ施設に入所案内できる場合、施設の希望順位を下げて案内します。

※どちらを選んでもきょうだいが別々の施設に決定する場合があります。

※市議

来所

不足

不足

受入

申込

きょう

育休

健康

利用

保育所入所に関するよくあるお問い合わせはこちら



福島市 幼保企画課 幼保認定係

〒960-8601

福島市五老内町3番1号（福島市役所3階）

TEL 024-525-3750

